

## 地域生活支援事業助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、島根県身体障害者団体連合会（以下「県身障連」という。）が実施する「地域生活支援事業助成金」について定め、もって地域での身体障がい者の福祉及び生活の向上に資することを目的とする。

### (助成金交付及び額)

第2条 県身障連は、予算の範囲内において、規約第3条に定める組織団体が実施する地域ブロック研修事業及び種別団体研修事業に要する経費の一部を助成する。

2 助成金交付の対象となる実施主体及び事業内容は、別表1のとおりとする。

3 助成額は、県身障連において定める額とする。

### (交付申請)

第3条 組織団体が助成金の交付申請を受けようとするときは、助成金交付申請書（様式第1号）により、県身障連会長に提出するものとする。

### (助成金の交付決定)

第4条 県身障連会長は、申請書を受理したときは、審査のうえ助成金の交付決定を行い、交付決定の内容を通知するものとする。

### (請求及び交付)

第5条 組織団体が助成金の交付決定を受けたときは、助成金請求書（様式第2号）を県身障連会長に提出するものとする。

2 県身障連会長は、助成金の請求があったときは、助成金を交付するものとする。

### (実績報告)

第6条 組織団体は、事業終了後速やかに実績報告書（様式第3号）により、県身障連会長に提出するものとする。

### (助成の取り消し等)

第7条 県身障連会長は、組織団体が助成金を目的以外に使用したときは、助成を取り消し、その全部もしくは一部について、返還を命ずることができるものとする。

### (その他)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 附則

1. この要綱は、令和7年6月30日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

2. 地域ブロック研修助成金交付要綱（平成20年5月30日施行）は、令和7年3月31日をもって廃止する。

別表1

<p>実施主体</p>	<p><b>1. ブロック研修助成事業</b></p> <p>実施主体は、市町村身体障害者協会等とする。</p> <p>但し、市町村身障協会等での単独開催が困難な場合は、近隣の協会との共同開催も可とする。その場合、県身障連事務局に事前協議のうえ、共同開催する市町村身障協会等会長の連名による「助成金交付申請書」を県身障連に提出するものとする。</p> <p><b>2. 種別団体研修助成事業</b></p> <p>実施主体は市町村身体障害者協会以外の組織団体（以下「種別団体」という。）とする。</p> <p>種別団体での単独開催が困難な場合は、他の種別団体との共同開催も可とする。その場合、県身障連事務局に事前協議のうえ、共同開催する種別団体会長の連名による「助成金交付申請書」を県身障連に提出するものとする。</p>
<p>事業内容</p>	<p>地域のニーズに応じ、地域身体障がい者の福祉の向上に寄与すると認められるものであり、講習会等の方法により、日常生活上必要な訓練・指導を行うものであること。</p> <p>（例）</p> <p>① 身辺・家事管理（料理教室等の開催含む）</p> <p>② 最新福祉機器の活用方法</p> <p>③ 社会資源の活用方法</p> <p>④ コミュニケーションに関すること（手話、点字、パソコン教室等含む）</p> <p>※レクリエーション活動（旅行等）のみを目的とした事業は対象外</p> <p>日常生活訓練に資するプログラムとすること</p> <p><u>※一般的な講演会等ではなく、身体障がい者の日常生活上必要な訓練・指導を行う事業を対象とする。</u></p>
<p>その他</p>	<p>① なるべく多くの身体障がい者の参加のもとに実施する</p> <p>② 市町村、心と体の相談センター等身体障がい者福祉関係部局の関与のもとに行う</p> <p>③ 関係行政機関のほか、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関並びに地域内の関係団体及びボランティア等の積極的な協力を得るよう努める</p>